

口 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額 私立幼稚園に係る保護者の負担額 当該特別施設認定給付費の支給に係る特別利用保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
（2）当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)

三 特例地 定める額

- (1) 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額
　　国との補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額
二種。特別利用地域型保育事業者等

は係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他的事情を基
案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育
に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政

- (2) 令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘察して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)。当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

11) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保健

- (1) 他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を勘酌して市町村が定める額

(2) 他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を勘酌して市町村が定める額

内閣総理大臣は

- は変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十一条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

規定中「同條第二

- 号口、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を除く。」とする。
都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号口、第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を補助することができる。

第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就

学前教育その他の子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急事業」という。）うちを認定するものを旧児童福祉法第五十六条第一項に規定する「保育緊急事業」といふ。当該は、一つの認定申請につき五箇条

2 お行のものとす。
特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」とぶら。）は、市町村子ども・
子育て支援費を十四万円（あつよん）まつづ、ふくろうつゆうひ（the kind of child support money）を、市町村に支給する。

方の内閣大臣を任せるが、行方不明の前にまでは、内閣総理大臣を任せるが、行方不明の前にまでは、内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科省より事務官は、大臣に通報しなければならない。

定めることにより、当該保険緊急確保事業に用ひる費用の一部を補助することができる。
國文部省令によれば、寺町占丁所は、寺町を有する者に付けることとする。

(西子の舊居)

附則第九条第一項第一号イ、第一号ロイ(1)及びロイ(2)並びに第三号イ(1)及びロイ(2)の基準を定めようとは、

定による子ども。子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前にあっても「うなづか」ことができる。

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

ここに公布する。

御名御

法律第六十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十
七号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章 認定こども園に関する認定手続等(第三条第一項)」を「第三章 幼保連携型
罰則(第十六条)」を「第四章 認定こども園に関する特例(第十二条第一項)」を「第四章 幼保連携型
罰則(第十六条)」

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
六章 雜則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」
「第三章 幼保連携型
罰則(第三
三十九条)」

に改める。

育を行う」に改め、同項第一号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する児児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法」に、「実施」を「利用」に改め、同項第四項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
二 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいう。)とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
四 一のいずれにも該当するものでないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
二 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分による行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいい、相談役、顧問その他の名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本及び第十七条第二項第七号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの)を含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。以下本及び第十七条第二項第七号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占め、その役員の割合が二分の一を超える）、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて、当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として、主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等として、主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

四 第四条第一項第三号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「者の数」を「者に係る利用定員」に改め、同項第四号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「の数」を「に係る利用定員」に改め、同項第五号中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

五 第五条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「実施」を「利用」に、「同法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該児童」を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

六 第十六条中「第九条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、「これを」を削り、同条に次の各号を加える。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。

三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は義賛助教諭に任命し、又は雇用したとき。

四 第十五条第一項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は義賛助教諭となつたとき。

五 第三十一条第一項の規定に違反して、認定ごども園といふ名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

六 第三十二条第一項の規定に違反して、幼保連携型認定ごども園といふ名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

七 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

八 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五项各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として、主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

九 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第一項第一号によつて当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

四 第四条第一項第三号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「者の数」を「者に係る利用定員」に改め、同項第四号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「の数」を「に係る利用定員」に改め、同項第五号中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

五 第五条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「実施」を「利用」に、「同法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該児童」を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

六 第十六条中「第九条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、「これを」を削り、同条に次の各号を加える。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。

三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は義賛助教諭に任命し、又は雇用したとき。

四 第十五条第一項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は義賛助教諭となつたとき。

五 第三十一条第一項の規定に違反して、認定ごども園といふ名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

六 第三十二条第一項の規定に違反して、幼保連携型認定ごども園といふ名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

七 第十六条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

第三十八条 第二十二条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第四章を第六章とする。

九 第十三条规定から第十五条までを削る。

十 第十二条中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「第二条第六項」を「第二条第十一項」に改め、同条を第三十二条とし、第三章中同条の次に次の五条を加える。

（児童福祉法の特例）

十一 第三十三条 第三条第一項の認定を受けた公私連携型保育所（児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。）に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは、「保育（満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む。）及び」とする。

(公私連携幼保連携型認定ことども園に関する特例)

第三十四条 市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定ことども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定ことども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定ことども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

第二条 市町村長は、前項の規定による指定（第一項及び第四項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定ことども園の名称及び所在地

二 公私連携幼保連携型認定ことども園における教育及び保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携幼保連携型認定ことども園の設置及び運営に関する必要な事項

七 市町村長は、第十七条第一項の規定にかかると、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定ことども園を設置することができる。

八 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定ことども園における教育及び保育等を行なうために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

九 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

十 公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

十一 市町村長は、公私連携幼保連携型認定ことども園に対する必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

十二 公私連携法人は、前項の規定による立入検査について準用する。

十三 市町村長は、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

十四 市町村長は、公私連携幼保連携型認定ことども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるところに於けると、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

十五 市町村長は、公私連携幼保連携型認定ことども園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

十六 市町村長は、公私連携幼保連携型認定ことども園が正当な理由なく協定に従つて教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従つて教育及び保育等を行なうことを勧告することができる。

十七 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を請しなければならない。

(公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けている者であつて、当該廃止の日以後において引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定ことども園その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行なけばならない。

第十三条 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。
(緊急時における主務大臣の事務執行)

第三十五条 第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、園児の利益を保護する緊急の必要があると主務大臣が認める場合にあつては、主務大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るもの（同条第二項を除く。）に限る。）は、主務大臣に関する規定として主務大臣に適用があるものとする。

第二条 前項の場合において、主務大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行なうものとする。
(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。
この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二条 (政令等への委任)
第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては主務省令で定める。
「第三章 認定ことども園に関する特例」を削る。

第二条 第十条及び第十一条を削る。

第二条 第九条に次の二項を加える。
二 何人も、幼保連携型認定ことども園でないものについて、幼保連携型認定ことども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第二条 第九条を第二十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雜則

第八条 第一条中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「第十九条第一項に定めるもののほか、都道府県知事」に改め、同条を第三十条とする。

第七条 第一条中「(第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)及び第十九条第一項」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条を第二十九条とする。

第六条 第一条中「(第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)及び第十九条第一項」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条を第二十九条とする。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。

二 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イからハまで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。

五 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第三項の認定を受けたとき。

六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又は

これらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

（関係機関の連携の確保）

都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関する認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 効保連携型認定こども園

(教育及び保育の目標)

第八条 幼保連携型認定こども園においては、第一条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対応する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(教育及び保育の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第一条第

七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（入園資格）

第十二条 幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（設置者）

第十三条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設備及び運営の基準）

第十四条 幼保連携型認定こども園（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一条第一項の核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）について）は、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならぬ。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準（同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参考するものとする。

1 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

2 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であつて、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であつて、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

4 幼保連携型認定こども園には、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、子ども・子育て支援法第三号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聽かなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

（職員）

第十五条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導

保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要

な職員を置くことができる。園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。副園長は、園長に事故があるときはその職務を行ふ。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下の条において同じ。）をつかさどる。

7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行つ。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

11 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

12 養護教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

13 事務職員は、事務に従事する。

14 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

15 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準する職務に従事する。

16 栄養教諭は、養護教諭の職務を助ける。

17 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

18 (職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準する職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

19 主幹栄養教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

20 (職員の資格)

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他の政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園についても、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならぬ。

六 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとあるとき。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしていないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ハロイ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。

八 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

二 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めること。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めること。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教

育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになる

と認めるとき。

四 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

（都道府県知事への情報の提供）
第十八条 第十六条の届出を行おうとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

二 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

三 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十、四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対する質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

（事業停止命令）
第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
三 正當な理由がないのに、六月以上休止したとき。
都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

（認可の取消し）
第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする处分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

二 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（運営の状況に関する評価等）
第二十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況を図るために必要な措置を講するよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）
二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者のとの連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（都道府県における合議制の機関）
第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
（学校教育法の準用）
第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第一百三十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
（私立学校）
二十七 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは、「国（国立大学法人法第1条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等）（同法第十二条第一項に規定する指定都市等）」である。以下この条において同じ。」の区域内にあつては、当該指定都市等の長」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼稚園、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）と「必要とする幼稚園、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（学校保健安全法の準用）

第二十七条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第一条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条から第三十一条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第九条中「学校教育法第十六条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項」と「二十四条及び第三十条」とあるのは「第三十条」と、同法第十七条第一項中「第十二条から第十三条」とあるのは「第十三条から第十四条」と「第十五条」とあるのは「第十三条」と「第十六条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条」とあるのは「第十三条から第十四条までの規定は、政令で定める。

（施期則）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。」及び保育所（同法第二条第二項に規定する保育所をいう）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であつて、国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園の設置者の認可があつたものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園が施行日の前日までに、新認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の設置者は、施行日から起算して三月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府

県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼保連携型認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、新認定こども園法第二十八条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該書類又は当該書類の写しを記載された事項についてその周知を図るものとする。

4 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

第四条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定こども園法第十二条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第三条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

一 新認定こども園法第十三条第一項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。

二 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2 前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第十七条第二項の規定の適用については、「一、申請者が、この法律その他の国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは、「一の二、申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である」とある。この法律その他の国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一条の規定により設置された幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 行使日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けず同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園法第二十一条第二項の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第九条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備等)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによる。

内閣総理大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 平野 博文
厚生労働大臣 小宮山洋子

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十七条

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(健康保険法の一部改正)

(大正十一年法律第七十号)

(平成二十一年法律第七十三条)

(平成二十二年法律第六十五号)

(平成二十四年法律第六十九号)

による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。(第二十条の拠出金に関しては、第一百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」と「子ども・子育て拠出金」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)」と「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十四年法律第十四号)」である。)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)」と「子ども・子育て拠出金」とあるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第六十五号)第六十九条」とあるのは「並びに平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(健康保険法の一部改正による経過措置)

第一条 前条の規定による改正後の健康保険法第一百五十九条の二の規定にかかわらず、第三十八条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条第一項」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の二 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法(平成二十一年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項の拠出金に関しては、第一百五十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条第一項」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十四年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。